

令和 5 年度

益田市内部統制評価報告書

審査意見書

益 田 市 監 査 委 員

益 監 第 1 7 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

益田市長 山 本 浩 章 様

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 大 賀 満 成

令和 5 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料の審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 益田市内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和5年度益田市内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月9日まで

第3 審査の概要

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、実際に行われた評価の過程を確認することにより、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか審査した。

また、市長が評価に至った根拠を確認し、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか関係職員の説明を聴取し、益田市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和5年度益田市内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

第5 審査意見

令和5年度の評価の過程で、全庁的な内部統制の運用上の重大な不備が2件確認されており、内部統制は評価対象期間において有効に運用されていなかった。なお、評価部局において再発防止が図られていることを確認しており、再発防止に努められたい。

令和4年4月から導入された内部統制制度は2年目となるが、全庁的な内部統制において運用上の重大な不備（2件）と評価された事案、業務レベルの内部統制において整備上の不備（1件）及び運用上の不備（52件）が見受けられたこと等を踏まえ、本市の内部統制の適切な運用に向け、推進部局において内部統制の取組の徹底及び定着に努めていくことが望まれる。